

株式会社日本政策投資銀行 女性活躍推進に関する行動計画

女性が活躍できる環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日 ~ 2021年3月31日

2. 当行の課題

管理職に占める女性の割合が低い。

3. 目標

2020年度末までに管理職に占める女性割合を5%以上とする。

4. 取組内容と実施時期

管理職育成等を目的としたキャリア研修の実施

2019年度～ 管理職候補者層を含む幅広い職員に対して、長期的なキャリア形成を支援するため、キャリア研修及びライフプラン研修を拡充して実施する。

管理職を対象としたマネジメント研修の継続

2019年度～ 仕事と家庭の両立を目指す部下を持つ又は持つ可能性のある管理職に対して、理解の促進とマネジメント力向上のための研修を継続して実施する。

仕事と家庭の両立支援制度の浸透

2019年度～ 新たに育児・介護ハンドブックを策定するといった取り組みを通じ、既に導入している下記の仕事と家庭の両立支援制度の周知や利用の促進を図っていく。

【仕事と家庭の両立支援制度】

制度	内容
配偶者の出産のための特別休暇	配偶者が出産する場合に、その前後に2日間の休暇を取得できる。
育児休業	1歳未満の子を養育するために休業を取得できる。また、特別な事情（保育所に入所を希望しているが入所できない等）がある場合には、子が満2歳になるまで育児休業の延長が認められる。
育児参加休暇	配偶者が出産した職員が1歳未満の子の育児のために、

	必要な場合に、最長5日間の休暇を取得できる。
育児短時間勤務	小学校3年生までの子を養育する職員は、必要な場合に、1日につき90分を限度として勤務が免除される。
育児フレックスタイム勤務	小学校3年生までの子を養育する職員は、必要な場合に、フレックスタイム制による勤務が可能。
時間外労働等の制限・免除	小学校3年生までの子を養育する職員は、必要な場合に、時間外勤務および休日勤務が免除される。
在宅勤務制度	小学校3年生までの子を養育する職員は、必要な場合に、月40時間を限度として在宅勤務が可能。
保育所利用	以下の事業所内保育所の利用が可能。 読売新聞社内保育所（基本保育時間：平日8：00～18：30（22：00までの延長保育対応が可能。）） 新宿三井ビル内保育所（基本保育時間：平日7：45～20：00）
育休中職員向け研修	職場復帰に向けて、仕事と育児の両立に対する不安を払拭し、時間制約がある中でも自分のキャリアを開発し、会社に貢献する意識を醸成するセミナー等を実施。
再雇用制度	出産・介護等家庭の事情により退職を余儀なくされた職員（正職員としての勤続期間が3年以上の職員）を対象とした登録・再雇用制度。

女性活躍推進法に基づく情報公表（平成 31 年 4 月 1 日公表）

・管理職に占める女性労働者の割合 3.7%（平成 30 年 4 月 1 日時点）

以上